

第42号議案関係資料

## 交通関係事業の取扱いについて

平成15年8月

鹿児島地区合併協議会

## (32) 交通関係事業

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
1	コミュニティバスの運行	×		×	×			A	
2	コミュニティ福祉号の運行	×	×		×	×	×	B	
3	行政連絡船の運航	×	×		×	×	×	B	
4	乗合自動車乗車料助成	×	×		×	×	×	C	
5	桜島町交通事業(フェリー)事業主体	×	×		×	×	×	B	
6	桜島町交通事業(フェリー)料金制度等 (優待航送券及び優待乗船券の発行)	×	×		×	×	×	C	
7	自動車航送料助成	×	×		×	×	×	C	
8	自家用自動車通勤費助成	×	×		×	×	×	C	
9	自動車運送事業事業主体		×		×	×	×	B	
10	自動車運送事業バス路線等(路線バス)		×		×	×	×	B	
11	自動車運送事業バス路線等(定期観光バス)		×		×	×	×	B	
12	自動車運送事業バス路線等(貸切バス)		×		×	×	×	B	
13	自動車運送事業料金制度等(路線バスの普通料金)		×		×	×	×	A	
14	自動車運送事業料金制度等(路線バスの定期券・回数券)		×		×	×	×	B	
15	自動車運送事業料金制度等(定期観光バス)		×		×	×	×	B	
16	自動車運送事業料金制度等(貸切バス)		×		×	×	×	B	
17	自動車運送事業料金制度等(路線バスの無料乗車券の発行)	×	×		×	×	×	C	
18									
19									
20									

## 企画専門部会(番号1~8)・交通専門部会(番号9~17)

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

## 行政制度等の調整方針(案)

(32) 交通関係事業

企画専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 コミュニティバスの運行	該当なし。	吉田町町内巡回バス <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開始：平成14年9月</li> <li>・ 目的：交通弱者対策、 住民サービスの向上</li> <li>・ 内容：3コース(各コース週2日) 4便/日/コース、24便/週 100円/1回</li> <li>・ 対象：制限なし</li> <li>・ 14年度利用者数：2,820人</li> <li>・ 14年度決算：3,488千円(7ヶ月分)</li> </ul>	該当なし。	該当なし。
2 コミュニティ福祉号の運行	該当なし。	該当なし。	桜島町コミュニティ福祉号 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開始：平成3年9月</li> <li>・ 目的：古河良地区の高齢者等の交通の利便性</li> <li>・ 内容：1コース(毎日運行) 12便/日、84便/週 無料</li> <li>・ 対象：高齢者、障害者、幼児</li> <li>・ 14年度利用者数：3,285人</li> <li>・ 14年度決算：1,760千円</li> </ul>	該当なし。
3 行政連絡船の運航	該当なし。	該当なし。	桜島町営行政連絡船 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開始：昭和57年4月</li> <li>・ 目的：新島住民の交通利便、 町行政(行政連絡事務)の円滑な遂行</li> <li>・ 内容：月～水、金、土の運航 2往復/日(7、15時) 町民は無料、町民以外の者は 大人105円・小人53円(片道)</li> <li>・ 14年度利用者数：888人</li> <li>・ 14年度決算：1,788千円</li> </ul>	該当なし。

(様式2) その2

(32) 交通関係事業

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>松元町町内循環バス 「ひゃくえんバス」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始：平成13年7月</li> <li>・目的：交通弱者対策、町施設利用の増進</li> <li>・内容：2コース（各コース週3日） 4便/日/コース、24便/週 100円/1回</li> <li>・対象：制限なし</li> <li>・14年度利用者数：17,520人</li> <li>・14年度決算：6,048千円</li> </ul>	<p>郡山町巡回バス 「元気バス」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始：平成12年7月</li> <li>・目的：交通手段確保、温泉施設の利用促進</li> <li>・内容：6コース（各コース週2日） 2～4便/日/コース、40便/週 100円/1回</li> <li>・対象：制限なし</li> <li>・14年度利用者数：9,773人</li> <li>・14年度決算：7,423千円</li> </ul>	<p>各町のコミュニティバスは、地域住民の日常生活における様々な移動を支える交通手段として、不可欠な交通サービスとして定着しており、廃止した場合、路線内の多くの区間で代替手段もないことから、行政サービスが低下することになる。</p>	<p>吉田町、松元町、郡山町のコミュニティバスは、現行どおりとする。 運行サービスは現行どおりとし、合併後は、利用状況を見て、利用ニーズにあった見直しを行う。 利用者負担は、現行どおり（100円）とする。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>桜島町コミュニティ福祉号は、古河良地区の高齢者や幼児等の日常生活における移動を支える交通手段として定着しており、廃止した場合、代替手段がないことから、行政サービスが低下することになる。 東白浜～古河良間だけの運行委託では、経費負担の増加が予想される。 利用者負担や対象者の見直しが必要である。</p>	<p>桜島町コミュニティ福祉号は、運行形態の見直しを行い、代替手段により運行を行う。 運行サービスは福祉号と同程度とし、合併後の利用状況を見て、利用ニーズにあった見直しを行う。 利用者負担は、町内を運行するバスの初乗り運賃と同程度とする。ただし、高齢者や障害者については負担軽減を図ることとする。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>利用者数が少ない。 船舶の老朽化が進んでいる。 利用者負担の見直しが必要である。</p>	<p>現行どおりとし、合併後の利用状況等を見て、見直しを行う。 利用者負担は、有料とする。ただし、高齢者や障害者については負担軽減を図ることとする。</p>

## 行政制度等の調整方針(案)

(32) 交通関係事業

企画専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
4 乗合自動車乗車料助成	該当なし。	該当なし。	桜島町乗合自動車乗車料助成事業 ・開始：平成14年4月 ・目的：町内地域間の料金の均衡を図り、福祉増進と利便性の促進 ・内容：町営バス回数券(44枚)の購入額から5,200円を超えた額を町が助成(小人2,800円)1ヶ月1組まで ・14年度利用件数：540件 ・14年度決算：2,181千円	該当なし。
5 桜島町交通事業(フェリー)事業主体	該当なし。	該当なし。	地方公営企業法の一部(財務規定)を適用した公営企業	該当なし。
6 桜島町交通事業(フェリー)料金制度等(優待航送券及び優待乗船券の発行)	該当なし。	該当なし。	(1)事業上必要があるとき (2)町議会議員及び町議会議員として在職した者 (3)町の特別職(町長、助役、収入役及び教育長)の職として在職した者、及び一般職の職員として永年在職した者 (4)交通事業に関し、特に功労があったと認められる者 (5)その他特別の事由があると認めるとき	該当なし。
7 自動車航送料助成	該当なし。	該当なし。	桜島町自動車航送料助成事業 ・開始：平成12年4月 ・目的：町民の利便性向上、定住促進 ・内容：フェリーの車両回数券(36枚)の1/2の助成年2回まで ・14年度実績：1,371世帯 ・14年度決算：48,637千円	該当なし。

(様式2) その2

(32) 交通関係事業

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	合併時に廃止する。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	地方公営企業法の規定の全部適用により、運航する。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	合併時に廃止する。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。 制度の経過を踏まえ、廃止に伴う対応策として、回数券制度の拡充が考えられるが、協議調整が必要である。	合併時に廃止する。 合併時までにはフェリー事業者において、割引制度の拡充などを検討する。このことにより、利用者負担が軽減されることになる。

# 行政制度等の調整方針(案)

(32) 交通関係事業

企画専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
8 自家用自動車通勤費助成	該当なし。	該当なし。	桜島町自家用自動車通勤費助成事業 ・開始：平成9年4月 ・目的：町民の定住促進、町の活性化 ・内容：フェリーの車両回数券(48枚)から5千円を控除した額の1/2を助成 年12回まで ・14年度利用者数：44人 ・14年度決算：7,840千円	該当なし。

(様式2) その2

(32) 交通関係事業

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。 制度の経過を踏まえ、廃止に伴う対応策として、定期券制度の新設が考えられるが、協議調整が必要である。	合併時に廃止する。 合併時までにフェリー事業者において、割引制度の拡充などを検討する。このことにより、利用者負担が軽減されることになる。

## (32) 交通関係事業

企画専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
9 自動車運送事業事業主体	地方公営企業法に基づく自動車運送事業を実施(鹿児島市営バス)	該当なし。	地方公営企業法に基づく自動車運送事業を実施(桜島町営バス)	該当なし。
10 自動車運送事業バス路線等(路線バス)	1 路線数 35路線 (周遊バスを含む) 2 運行本数 平日 1,709本 土・日・祝日 1,407本 3 車両数 181両	該当なし。	1 路線数 4路線 2 運行本数 平日・土 73本 日・祝日 71本 3 車両数 7両	該当なし。
11 自動車運送事業バス路線等(定期観光バス)	1 路線 市内観光(1路線) 2 運行本数 2本/日 3 車両数 2両	該当なし。	1 路線 桜島島内観光(1路線) 2 運行本数 2本/日 3 車両数 2両(貸切共用)	該当なし。
12 自動車運送事業バス路線等(貸切バス)	車両数 4両 (この他、路線バスを使用する場合有り)	該当なし。	車両数 2両(専用) (この他、定期観光バスとの共用2両、路線バスとの共用1両有り。)	該当なし。
13 自動車運送事業料金制度等(路線バスの普通料金)	1 料金制度の形態 特殊区間制と対キロ区間制の併用 2 最低運賃 大人 130円 ・ 小人70円	該当なし。	1 料金制度の形態 対キロ区間制 2 最低運賃 大人 110円 ・ 小人60円	該当なし。

(様式2) その2

(32) 交通関係事業

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 事業主体が異なる。	合併時に鹿児島市の自動車運送事業に統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 路線等が異なる。	桜島町の自動車運送事業(路線バス)の路線数等は、 現行のサービス水準を維持することを基本として、合 併時に再編する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 路線等が異なる。	桜島町の自動車運送事業(定期観光バス)は、合併時 に路線及び車両数を再編する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 車両数が異なる。	合併時に鹿児島市の自動車運送事業(貸切バス)に統 合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 料金制度の形態及び最低運賃が異なる。	現行どおりとする。

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
14 自動車運送事業料金制度等(路線バスの定期券・回数券)	1 通学定期割引 5割 2 通勤定期割引 3割 3 3ヶ月定期割引 5分 (1ヶ月定期の3倍の5分引) 4 利用日限定通勤定期券 5 環境定期券 6 共通回数券 7 買物回数券 など	該当なし。	1 通学定期割引 4割 2 通勤定期割引 3割 3 3ヶ月定期割引 5分 (1ヶ月定期の3倍の5分引) 4 6ヶ月定期割引 1割 (1ヶ月定期の6倍の1割引) (14年度は利用者なし) 5 回数券 など	該当なし。
15 自動車運送事業料金制度等(定期観光バス)	大人 1,520円・付帯料金 980円 小人 760円・付帯料金 540円	該当なし。	大人 1,700円・付帯料金 なし 小人 850円・付帯料金 なし	該当なし。
16 自動車運送事業料金制度等(貸切バス)	1 時間制運賃 大型 12,200円/hなど 2 キロ制運賃 100キロまでの1キロにつき 大型 660円など 3 割引 管理者が必要であると認めたときは、5割以内の割引ができる。	該当なし。	1 時間制運賃 大型 12,200円/hなど 2 キロ制運賃 100キロまでの1キロ 大型660円など 3 割引 町長が必要であると認めたときは、3割以内の割引ができる。	該当なし。
17 自動車運送事業料金制度等(路線バスの無料乗車券の発行)	該当なし。	該当なし。	1 事業上必要があるとき 2 町議会議員及び町議会議員として在職した者 3 町の特別職(町長、助役、収入役及び教育長)の職として在職した者及び一般職の職員として永年在職した者 4 交通事業に関し、特に功労があったと認められる者 5 その他特別の事由があると認めるとき	該当なし。

(様式2) その2

(32) 交通関係事業

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 定期券等の種類が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 料金が異なる。	桜島町の自動車運送事業(定期観光バス)の料金は、 合併時に路線の再編に合わせて改定する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 割引率が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	合併時に廃止する。